

8

フリーランスの取引に関する新しい法律ができました

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されました。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

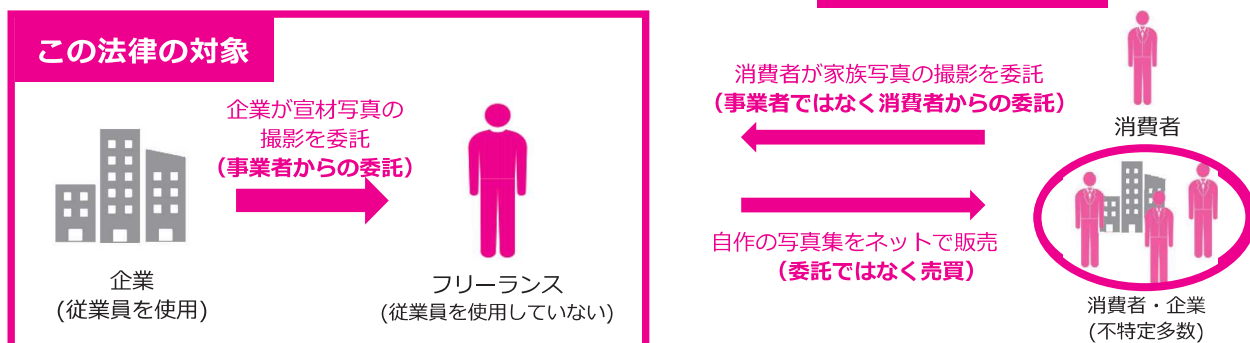
発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で次の①、②のいずれかに該当するもの ①個人であって、従業員を使用しないもの ②法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で次の①、②のいずれかに該当するもの ①個人であって、従業員を使用する者 ②法人であって、役員がいる、または従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

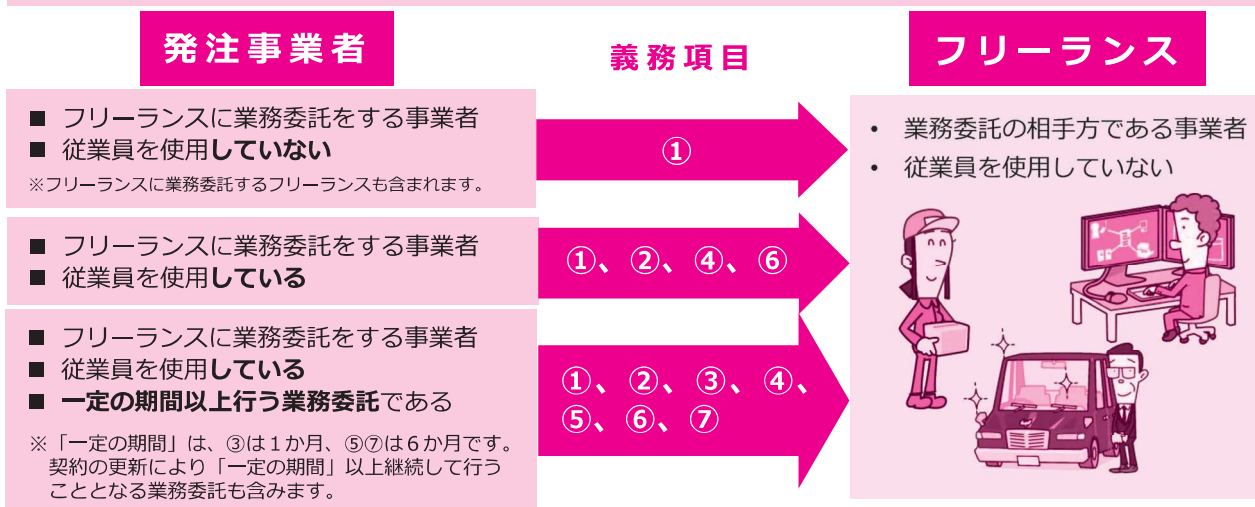
この法律の対象外



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上」の雇用が見込まれる者が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領／役務提供を受ける日」「給付を受領／役務提供を受ける場所」「（検査を行う場合）検査完了日」「（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

● 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

● 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
項目④～⑦については、厚生労働省
大分労働局雇用環境・均等室
(097-532-4025)

までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

各種相談窓口・ポータルサイトのご案内

相談窓口

働き方改革推進支援センター	
中小企業事業主からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、経営・労務管理の専門家による無料相談を行っています。 またご希望により、訪問支援も行います。 TEL 0120-450-836	
大分産業保健総合支援センター	
事業者、産業保健スタッフに向けた、健康管理やメンタルヘルス対策のための個別訪問支援や専門的な相談などの対応を無料で行っています。 TEL 097-573-8070	
下請けかけこみ寺	
中小企業・小規模事業者、個人事業主が抱える、取引に関するさまざまな悩みに対し、親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。 TEL 0120-418-618	

ポータルサイト

スタートアップ労働条件	
事業主などが労務管理・安全衛生管理などについて、ウェブ上で診断を受けられたり、36協定や就業規則の作成の支援が受けられます。	
「はたらきかたススめ」特設サイト	
建設業やトラック運送業の事業主が働き方改革を進めるにあたって、国民のみなさまにご協力いただきたい内容（工事の発注への配慮や荷物の発注・受注への配慮など）を動画シリーズとしてご紹介しています。	
働き方・休み方改善ポータルサイト	
事業主などが「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例や働き方・休み方に関する資料など、時間外労働削減・年次有給休暇取得率向上に向けた支援策を紹介しています。	
☑必ずチェック「最低賃金」	
労働者の賃金が最低賃金に抵触しているかどうか確認したり、事業場内の最低賃金引上げに関する各種支援策を紹介しています。	
「しわ寄せ」防止特設サイト	
大企業・親事業者からの下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」防止に向けた制度や取組を紹介しています。	
多様な働き方の実現応援サイト	
「パートタイム労働者」「有期雇用労働者」の待遇改善、正社員の働き方の多様化に役立つ情報を紹介しています。 同一労働同一賃金対応に向けた取組事例も紹介しています。	
若者雇用促進総合サイト	
若者雇用促進法に基づき、企業と若年求職者のマッチングを支援するサイトです。本サイトに職場情報等を登録・掲載することで求職者の方へ自社のPRを行うことができます。	

※二次元コードが読み取れない場合は、それぞれのポータルサイト名称で検索をお願いします。